文 教 福 祉 常 任 委 員 会 会 議 録

１．招集年月日	令和８年６月１７日（水）　開会　午後１時２９分 閉会　午後２時２０分
２．場　　所	本館３階　第１委員会室
３．出 席 委 員	◎野並　享子　　○益川　教智 稲垣　誠亮　　遠藤　総一郎 橋　　完司　　以上５人 オブザーバー　議長　津村　俊二
４．欠 席 委 員	無し
５．説　明　員	執行部、別紙のとおり
６．事務局職員	辻　昭典　　行俊　勉　　辻　拓
７．付 議 事 件	令和８年第３回定例会 ≪付託議案　２件≫ (1) 議第５５号　野洲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例 (2) 議第５６号　野洲市こどもの家条例の一部を改正する条例
８．協 議 事 項	閉会中の継続審査又は調査に付すべき事件について
９．審 査 内 容	別紙のとおり

野洲市議会委員会条例第２９条の規定により、記名、押印する。

令和８年６月２４日

文教福祉常任委員会委員長　野並　享子　　印

文教福祉常任委員会（出席説明員）

（令和８年６月１７日）

（市長部局）３名

役　　職　　名	氏　　名
副市長	林　毅
健康福祉部政策監（高齢者・子育て支援担当）兼こども家庭局長	北田　一栄
こども課長	松岡　秀樹

～～～

通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例及び野洲市子育て支援センター条例の４条例について所要の改正を行うものです。

なお、本条例は公布の日から施行いたします。

以上、議第５５号の説明といたします。

○委員長（野並享子）　それでは、質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

遠藤委員。

○委員（遠藤総一郎）　すみません。全国に先駆けてということで、滋賀県が手を挙げはったのかなと思うんですけども、全国的にはどんな状況なのか教えてください。

○委員長（野並享子）　どうぞ。

○こども課長（松岡秀樹）　他県の状況といたしまして、三重県、奈良県、岡山県、福岡県も、この地域限定保育士をされるというふうに聞いております。

○委員長（野並享子）　遠藤委員、どうぞ。

○委員（遠藤総一郎）　別件でございます。資格試験ということで県が実施されて、野洲市は採用試験というようなことで、質疑の中で、採用試験のときに、実技試験は実施するという答弁であったかと思うんです。

これは多分、保育の質の担保ということで、その方に保育士としてのあれが備わっているかということで、これは保育の質の担保ということで、採用する側としては、それでいいかなと思うんですけども、地域限定保育士制度全体を見たときに、保育士さんの掘り起こしということが狙いだと思うんですけども、受けていただけるということで実技試験を免除すると。講習に変わるということが通常の試験との違い、メリットだと思うんです、この制度全体としたら。

それに上回る理由として、野洲市は採用の際に実地試験を実施するということですので、実技試験を実施するということで、そこの考え方を説明してください。

○委員長（野並享子）　どうぞ。

○こども課長（松岡秀樹）　こども課、松岡です。

現行の一般的な保育士試験の資格を、例えば養成校を卒業されて、資格を取得されて、その後、見込みで結構なんですけども、採用試験を受験される、一般的な今の形なんですけども、そのときにおいても実技試験は実施しておりますので、何ら、委員おっしゃったように資格の取得のところは差はありますけども、市の採用試験は同じ試験を受けていた

だくということでありますので、そこは変わらないというか、以前のまま同じ状態かなというふうに考えているところでございます。

○委員長（野並享子）　いいですか。他にございませんか。ないですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（野並享子）　私、発言したいんですが。

○副委員長（益川教智）　では、暫時進行を交代いたします。

野並委員。

○委員（野並享子）　すみません。滋賀県で実施、初めてなんですが、県のホームページを見ますと、４月１８日、１９日に筆記試験が行われて、実技の講習会が６月１３日から６月２９日のうちの５日間というふうな形になっているんですが、この情報はご存じでしょうか。どのぐらいの方が受験されているとか。

○副委員長（益川教智）　お願いします。

○こども課長（松岡秀樹）　こども課、松岡です。

恐らく県のホームページ等からの資料になるかと思うんですけども、滋賀県地域限定保育士試験の実施状況についてということで、３月１０日付の資料を手元に持っております。それでいきますと、受験者の申請者の状況とか今後のスケジュール等については、そこに書いてある内容については把握しているところでございます。

○委員（野並享子）　ということは、何人の方が来られているというのは分からない、聞いておられない。

○副委員長（益川教智）　お願いします。

○こども課長（松岡秀樹）　そちらの資料によりますと、速報値なんですけども、令和８年の前期試験、４月１８日、１９日に行われる筆記試験につきましては、地域限定保育士試験の受験者は８９人という資料を持っております。

○副委員長（益川教智）　どうぞ。

○委員（野並享子）　いいですか。ということは、実技講習会も同じ人数で受けられますよね。

○副委員長（益川教智）　お願いします。

○こども課長（松岡秀樹）　恐らく保育実技講習会につきましては、筆記試験を合格された方が受けられるのではないかなという認識でおります。

○副委員長（益川教智）　どうぞ。

○委員（野並享子）　いいですか。８９人のうち何人合格されたかというのは分かりますか。

○副委員長（益川教智）　お願いします。

○こども課長（松岡秀樹）　こども課、松岡です。

すみません。そこまではちょっと情報は得ておりません。

○副委員長（益川教智）　どうぞ。

○委員（野並享子）　この形で、野洲市の採用はちゃんと実技もやっているということで、それはそれでいいと思うんです。野洲市の採用という形で、正規職員として雇う場合ですよね。人材バンクから来ておられる方の試験とか、そういうのはどういうものなんですか。全くないんですか。

○副委員長（益川教智）　お願いします。

○こども課長（松岡秀樹）　恐らく会計年度任用職員さんのことを考えさせてもらってよろしいですかね。会計年度任用職員も、一定試験は受けてもらっています。

○委員（野並享子）　実技もあるんですか。

○こども課長（松岡秀樹）　会計年度任用職員は、多くは面接と、プラス作文が多いです。

○委員（野並享子）　作文。面接と作文のみ。

○こども課長（松岡秀樹）　はい。これは以前から、現行もその形でやっています。

○副委員長（益川教智）　どうぞ。

○委員（野並享子）　今まで免許を持っておられる方というのが基本ですよね。幼稚園教諭とか、保育士の免許とかいう国家試験を受けて、免許を持っておられるというのが最低の基本だというふうに思うんです。

それなりのレベルの部分だとは思うんですけれども、全体的にこの会計年度任用という形の受入れもありですよね。その部分に関して、その資格ですというふうな形で来られる人もあり、広げるということになっているので、会計年度任用職員の方で、実技を免除されているという方も来られる。その人に関しては、面接と作文だけということですよね。

○こども課長（松岡秀樹）　こども課、松岡です。

ご指摘のとおり、現行の試験のままで次年度以降もするとなると、指摘のとおりかなというふうに思います。

○委員（野並享子）　いいですか。今、そうしたら、ちょっと正職が何人で、会計任用の保育士さんが何人なのか分かりますか。

○こども課長（松岡秀樹）　すみません。ちょっと資料と数字を持ち合わせておりませんので、お答えすることが今はちょっと難しいんですが。

○委員（野並享子）　半分ぐらい私は会計年度任用職員だというふうに思うんですけども、そんな認識と違いますか。

○こども課長（松岡秀樹）　ちょっとおおよそなんですけど、会計年度任用職員さん、月額、フルタイムで働かれる方もいらっしゃいますし、午前午後とか人手の少ないところにお手伝いいただく、ご協力くださっている会計年度さんがいらっしゃいますので、その方を１と考えると、３００以上はいるんじゃないかなと思いますね。

○委員（野並享子）　半分以上。

○こども課長（松岡秀樹）　すみません。ただ、数字を持ち合わせていないので、ちょっと分からないとしか言えないですけど、感覚でいくとそれぐらいはいるかなというふうに思っています。

○副委員長（益川教智）　ちょっとずつずれていっています。ただ、条例改正に当たって現状はどうなっているのかという認識からの問題提起というか質問だと思いますので、もしあれでしたら、後ほどその数字などが分かれば。

○委員（野並享子）　いや、何でこれを聞いたかというと、もう既に、言うてみたら、面接と作文だけでオーケーという方々が半分ぐらい入ってこられているというのが現状なのかなというふうな思いがするので、ですよね。

○副委員長（益川教智）　どうぞ。

○こども課長（松岡秀樹）　こども課、松岡です。

会計年度任用職員の試験は、その試験の内容で面接と作文で来られています。

○副委員長（益川教智）　どうぞ。

○委員（野並享子）　いいですか。この方々は、きちっと免許を持っておられるという方ですよね。実技が免除されたとかというふうな状況ではないので、ある一定のレベル以上の方だろうなとは思うんですけども、ちょっと保育士不足だからといって間口を広げて、採用をしていくというとこら辺においては、今後どんどんそういう方が増えてくるのではないかなという思いがね。

保育園なんていうのは、もう弾き語りなんて、あれは絶対ベースだと思うんです。先生がピアノを弾いて、ちゃんと歌も歌えるというとこら辺は基本中の基本やというふうに思うので、そこら辺ができない先生では、ちょっと担任は任せられないのと違うかなという

ふうな思いがするんです。音楽に関する技術と造形に関する技術、言語に関する技術、この３本ですからね。言語とか造形なんかはできるけど、私、ピアノはかなりしんどい状況と違うかなというふうに思うんですけども。

○副委員長（益川教智）　お願いします。

○健康福祉部政策監（北田一栄）　健康福祉部、北田です。

委員おっしゃっているその３つの科目につきましては、地域限定保育士さんじゃなくて通常の保育士さんの試験の中でも、３つのうちの２つを選択されることとなっておりますので、必ずしも皆さんがピアノを選択されるというわけではありませんので、ピアノ以外を選択されて受験される方もおられるというのが現状です。

先ほどから言っていただいているんですけれども、この地域限定保育士の応募要件につきましては、通常の保育士さんと全く同じ要件となっております。また、試験の実施に当たりましては、試験の出題の範囲、出題の方法、合格の基準、試験の質の確保のために、方策等が国のほうから示されております。

実習を希望する自治体におきましても、答弁のときにもずっとお話しさせていただきましたけれども、試験の実施方法書というのを提出いただきまして、必要な知識ですとか技能を判定する試験かどうかということを、国において確認のほうをされまして、認定を受けることとなってございます。

さらに試験の実施の状況につきましては、国のほうに毎年度報告しなければならないということになっておりまして、こういった国の指針に基づいて県において実施されるものでございます。

県において採用されました後も、その専門性の向上を図る観点から、試験を実施する都道府県などが研修等の必要な措置を講じなければならない旨の規定も設けられておりますので、一定質の担保というのは国のほうの基準でなされているものと認識しております。

以上です。

○副委員長（益川教智）　よろしいでしょうか。

では、進行を戻します。

○委員長（野並享子）　戻しましたので、他にご質疑ございませんか。

どうぞ。

○委員（稲垣誠亮）　今の野並委員長の関連の質疑にはなるかと思うんですけど、すみません。僕の認識が合っているかどうか分からないんですけど、基本的に、そもそも需要と

供給が崩れていて、売手市場だから、こちらがどうのこうの言える立場というよりも、来て働いていただくというような需要と供給になっているというふうに、僕は勝手に思ってはいるんですけど、現状はどのような状況なんですかね。

需給を満たすために供給は十分なのか。要は、こちらがあれこれ条件つけて選べるような立場にはあるんですか。

○委員長（野並享子）　どうぞ。

○健康福祉部政策監（北田一栄）　健康福祉部、北田です。

委員おっしゃるように、保育士不足が深刻な状況でございます。今回のこの地域限定保育士というのは、国のほうで保育士の確保のために措置を講じても、なおその地域において保育士が不足するおそれが特に大きいことというのが、国において認定された場合に実施されるものであります。

滋賀県におきましては、待機児童の問題もかなり深刻でございますので、他県に比べて保育士不足が深刻な状況というふうに受け止めております。

以上です。

○委員長（野並享子）　どうぞ。

○委員（稲垣誠亮）　この条例は必要なものだと。前提の話なんですけど、根本的な解決には、僕はならないんじゃないかなと思っているんですが、大きく改善するような要素というのはあるんですか。ありますかね。ないとは言えないと思いますけど、なかなか僕、これをもってしても、保育士不足を解消することは難しいのかなというふうに、国全体の問題なのでね。あとはやはり各市町の財政規模によって、職員さんの待遇がやっぱり違うじゃないですか。なかなか本市の規模だと、いい待遇ですることも難しいでしょうから、これが万能薬になるかと言えば、難しい側面はやっぱりありますよね。

○委員長（野並享子）　どうぞ。

○健康福祉部政策監（北田一栄）　委員おっしゃるように、これを実施したからといって、すぐに待機児童が解消するといったようなことが起こるというところまでは考えておりませんけれども、現状保育士不足ということがある中で、国の中の施策として、１つでもこういうことがあるということで、当市におきましても、新しい応募の要件の１つに加えるということで、実施のほうはしていくということで、改正のほうをさせていただいています。

以上です。

○委員長（野並享子）　いいですか。皆さんありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（野並享子）　質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議第５５号について、委員間の討議を行います。

討議はございませんか。委員間討議ですが、ないですか。ないですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（野並享子）　討議がないようですので、これをもって討議を終結いたします。

これより採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（野並享子）　ご異議なしと認めます。よって、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

お諮りいたします。

議第５５号野洲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例は、本委員会として原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（野並享子）　挙手全員であります。よって、議第５５号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第５６号野洲市こどもの家条例の一部を改正する条例を議題といたします。

議第５６号について、関係部の説明を求めます。

どうぞ。

○こども課長（松岡秀樹）　こども課、松岡です。

それでは、議第５６号野洲市こどもの家条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書は９４ページから９７ページをご覧ください。

本条例は、市内こどもの家における夏休み等の季節保育期間の延長保育料について改定するものです。

概要としましては、これまで１か月未満となる季節保育の月の延長保育料は、各月の開

所日数に応じた日割で算出してきました。しかし、季節保育の開所日数はその年の暦により変動するため、保護者が負担額を見通しにくいことや、料金変更に伴う事務負担が煩雑になるという課題がありました。

こうした状況を踏まえ、令和７年度に第４期として開催された野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会において、学童保育所保育料等の見直しについて検討された結果、季節保育における延長保育料の固定化について提言されたことを受け、保育料を定める本条例の一部を改正する他、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は令和９年４月１日から施行します。

以上、議第５６号の説明といたします。

○委員長（野並享子）　これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

遠藤委員。

○委員（遠藤総一郎）　すみません。議案書の９６ページ、右側が改正後の新旧対照表になっていると思うんですけども、右側２段目、夜間延長保育という区分の中で、春季、春ですね。(４月)(１年生)と書いているんですけども、これは前段の４月とどういう違いがあるんでしょうか。

○委員長（野並享子）　分かりますか。

どうぞ。

○こども課長（松岡秀樹）　こども課、松岡です。

すみません。ちょっと調べます。

○委員長（野並享子）　夜間保育そのものがないんだけど、前のところの。土曜日の夜間保育はあるけど。

○こども課長（松岡秀樹）　すみません。確認して後ほどお話しさせていただきます。

○委員長（野並享子）　どうぞ。

○委員（遠藤総一郎）　すみません。確認して後ほどで結構でございますので、常任委員会は委員会採決がありますので、採決までに報告をお願いします。

○委員長（野並享子）　他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（野並享子）　なければ、私、ちょっと質問したいんですけど。

○副委員長（益川教智）　では、暫時進行を交代いたします。

どうぞ。

○委員（野並享子）　このものを見ますと、金額的に下がるというのか、そんなところもあるんですけども、月額１，０００円だったのが、冬季は月額１５０円とか、早朝の場合ね。冬、春でも２５０円とかいうふうな形とか、土曜の部分も月額５００円というのが、夏季は月額５００円でそのままですけども、あとはみんな下がっていますので、これは保護者にとったらいいのではないかなというふうに思いますけども、学童保育の保育料をもらいながら、これだけ下がってくると、収入が減ってきて市が出すお金が増えてくるのではないか。じゃなくて、国がこれは補てんをしていってくれるという、そういう形になっているんでしょうか。

○副委員長（益川教智）　どうぞ。

○こども課長（松岡秀樹）　こども課、松岡です。

今まで、今年度、改正前までにつきましては日割をしていきますので、例えば土曜早朝延長保育Ａの５００円に対しまして、あとはその年の日数によって負担額は変わってくるということですので、それをベースに日割を、日数を掛けた分にしておりますので、半額ということではないです。

○委員（野並享子）　ということは、これは増えるということですか。日額にする、こっち側、月額、月額というふうな形で書いているし、１か月何回利用しても、土曜の延長保育のＡだったら、春の場合は月額２５０円。これまでは５００円というのが２５０円になると、月額だから、私は、これは日額ですか、月額となっているんですけど。全部日割なんですか。月額じゃなくて日額と違いますか。

○こども課長（松岡秀樹）　こども課、松岡です。

開所日数に応じた日割で計算をしています、今は。そうすると、暦によって変動するため、保護者が負担額を見通しにくいこともありましたので、改正後は固定額とするということでございます。

○委員（野並享子）　ということは、この表はちょっとおかしいのとちゃいますか。月額じゃなくて日額と違いますか。日にち、日数によってということですね。

○副委員長（益川教智）　もともと日数でやっていたのが、あれだったら煩雑だから月額にした。

○委員（野並享子）　新旧の改正前も月額となっていますからね。改正後も月額となっていますから。

○副委員長（益川教智）　お願いします。

○健康福祉部政策監（北田一栄）　これまで日額を基に月額の計算をして、毎年ここを改正してきたんです。改正前のところは、その年そのときの日数で、日の額を基に計算してきた額。それが毎年毎年暦が替わるごとに計算をし直して、ここを変えなければいけないというような事務になっていたので、次回からは固定のこの額に改正するという改正になります。だから、どちらも月額ですけれども、今後はこの月額で固定して運用していくというものでございます。

○委員（野並享子）　そしたら、ちょっと９５ページの一番下の延長保育、早期延長保育Ａというのは、月額２，０００円というのがこれまでのだったと思うんですけども、こっちを見ると、夏季は月額２，０００円。７月は７００円。いや、７００円、安くなるやんというふうに私は思ったんですけども、日割って何か意味が分からへんねんけど。

○副委員長（益川教智）　暫時休憩します。

（午後２時０１分　休憩）

（午後２時１６分　再開）

○副委員長（益川教智）　それでは、会議を再開します。

では、お願いします。

○健康福祉部政策監（北田一栄）　健康福祉部、北田です。

お時間取って申し訳ございません。先ほど私のほうの説明で、日割の計算でこちらの月額が変わるようなお話をさせていただきましたけれども、月額のほうは固定でございまして、計算方法につきましては課長のほうから説明させていただきます。

○こども課長（松岡秀樹）　こども課、松岡です。

すみません。こちらは条例の９７ページのほう、改正前のところをご覧いただきたいと思います。

この３番のところでございます。４月、７月、１２月、１月または３月の延長保育に当たっては、月額を２０で除した額に市長が定めた日数とありますので、実際の日数、日割ですね。２０で割ったものに対しまして、その月に何日開所したかといったところで日割をさせていただきますので、改正前の月額はそのままで、ただ、そうすると、空いている日が毎年によって変わってくるので、計算が煩雑になって保護者も分かりにくいというところがありましたので、今回は改正後ということで、金額を固定にさせていただいたというところでございます。

続きまして、先ほど遠藤委員のほうから、春季の４月の１年生とそれ以外の差のところのご質問でございますが、１年生は給食の開始まで、２年生から６年生までの在校生に比べまして期間が長いということです。初めは給食のない日があるということでございますので、使われる日数が多いということもございまして、月額８００円と１，２００円の差ということで生まれているということでございます。

以上でございます。

○副委員長（益川教智）　それでは、進行をお戻しいたします。

○委員長（野並享子）　他にご質疑はございませんか。遠藤委員、いいですか。いいですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（野並享子）　質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議第５６号について、委員間の討議を行います。

討議はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（野並享子）　討議がないようですので、これをもって討議を終結いたします。

これより採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（野並享子）　異議なしと認めます。よって、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。採決は挙手により行いますが、挙手しない者は反対とみなします。

お諮りいたします。

議第５６号野洲市こどもの家条例の一部を改正する条例は、本委員会として原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○委員長（野並享子）　挙手全員であります。よって、議第５６号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、本委員会に付託を受けました議案の審査は全て終了いたしました。

この際、お諮りいたします。

委員会報告書の作成につきましては私に一任願いたいと思いますが、ご異議ありません

か。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（野並享子）　異議なしと認めます。よって、私に一任していただくことに決しました。

次に、次第４、閉会中の継続審査または審査に付すべき事件についてですが、何か申し出すべき案件はございますでしょうか。ないですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（野並享子）　ないようですので、これをもって日程の全てを終了いたします。

これをもって文教福祉常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。（午後２時２０分　閉会）